

使用料の減額、免除の取扱いについて

※組織区住民料金が適用される方で、使用料の減額または免除を受ける

場合は、申請時に証明書が必要です。

減額・免除区分	必要な証明書	火葬料等減額後の額
組織区が執行する行旅死亡人の火葬等の場合	・組織区が公費で行う旨の証明書	12歳以上 16,000円 12歳未満 12,000円 柩保管(24時間) 2,000円
死亡者が組織区の実施する生活保護の被保護者の場合	・生活保護受給証明書 又は 葬祭扶助証明書	12歳以上 16,000円 12歳未満 12,000円 柩保管(24時間) 2,000円
火葬又は葬儀の主宰者が死亡者の2親等以内の親族で、組織区の実施する生活保護の被保護者の場合	・生活保護受給証明書 ・2親等を証明する書類(戸籍、住民票等)	12歳以上 16,000円 12歳未満 12,000円 柩保管(24時間) 2,000円
組織区が生活保護法の葬祭扶助により火葬行う場合	・葬祭扶助証明書	12歳以上 16,000円 12歳未満 12,000円 柩保管(24時間) 2,000円
献体の火葬等を行う場合	・病院からの献体である証明書	12歳以上 34,500円 12歳未満 21,000円 (組織区外でも同一料金)
火災その他の災害により著しい被害を受け、生活に困窮する状態であって、当該の災害により死亡した火葬を主宰する場合	・罹災証明書(被災証明書) 又は死亡診断書等に災害による死亡の記載が有るもの	・免除 又は 相当の額
人体の一部(外科手術・事故等による四肢)の火葬で組織区の実施する生活保護の被保護者の場合	・生活保護受給証明書	柩保管(24時間) 2,000円